

# 電波監理審議会（第1061回）議事要旨

## 1 日時

平成31年2月8日（金） 15:00～17:12

## 2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

## 3 出席者（敬称略）

### (1) 電波監理審議会委員

吉田 進（会長）、石黒 美幸（会長代理）、林 秀弥、長田 三紀

### (2) 審理官

中沢 淳一

### (3) 幹事

梶田 昌生（総合通信基盤局総務課課長補佐）

### (4) 総務省

谷脇総合通信基盤局長、山田情報流通行政局長、奈良大臣官房審議官 他

## 4 議事模様

- (1) 株式会社ひのきを当事者とした再放送同意に関する裁定の拒否処分に係る審査請求の付議  
(付議第1号)

審議の結果、審理を主宰する審理官を指名し、審理の手続を開始することを決定した。

### 【内容】

株式会社ひのきから、放送法第144条第1項の規定に基づく裁定申請に対し、総務大臣が行った裁定の拒否処分の取り消しを求め、審査請求があったもの。

- (2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタルMCAシステムの高度化）  
(諮問第1号)

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

### 【内容】

現行のデジタルMCAシステムでは、第二世代携帯電話に相当する技術が用いられ、設備の維持管理が困難な状況である他、利用者からは高度なデータ伝送等のニーズが高まっていることから、LTE方式を導入することによるシステムの高度化を図るため、必要な制度整備を行うもの。

- (3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（920MHz帯小電力無線システムの高度化）

（諮問第2号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

情報通信審議会答申に基づく920MHz帯小電力無線システムの高度化に必要な関係規定を整備するもの。

- (4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（デジタルMCAシステムの高度化等）

（諮問第3号）

審議の結果、諮問のとおり変更することが適当との答申をした。

【内容】

デジタルMCAシステムの高度化及び920MHz帯小電力無線システムの高度化等に伴い、周波数割当計画の一部を変更するもの。

- (5) 山陽放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定

（諮問第4号）

審議の結果、諮問のとおり認定することが適当との答申をした。

【内容】

山陽放送株式会社から申請のあった認定放送持株会社の認定申請に関し、認定する旨の諮問を行うもの。

- (6) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

（諮問第5号）

審議の結果、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

日本放送協会が受信規約で定めている受信料の「事業所割引」と「多数一括割引」について、その併用を認めるための規定の整備等を行うもの。

- (7) 日本放送協会平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見

（諮問第6号）

審議の結果、諮問のとおり意見を付すことが適当との答申をした。

【内容】

放送法第70条第2項の規定に基づき、平成31年度のNHK収支予算等に付する総務大臣の意見について諮問するもの。

(8) その他

第5世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に係る認定申請の受付開始について、総務省から報告があり、今後、申請者に対しヒアリングを行うことを決定した。

(文責：電波監理審議会事務局)